

## 西部地区五大学連携懇話会規約

### 1. 名 称

この会は、西部地区五大学連携懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

### 2. 目的及び活動

この懇話会は、福岡西部地区に位置する九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、福岡歯科大学（以下「五大学」という。）が、教育・研究・地域との交流等について、五大学に関連した情報の共有、連絡、協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献及び五大学の発展に寄与することを目指すものとする。

### 3. 会 員

懇話会の会員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 五大学の理事長及び学長
- (2) 第1号の会員が必要と認めた者

### 4. 会 議

懇話会は、原則、年2回開くこととする。

### 5. 経 費

懇話会に要する経費は各大学が負担する。

### 6. 事務局

懇話会の事務局は、五大学の持ち回りとする。

### 附 則

この規約は、平成18年7月24日から施行する。